

事業承継・引継ぎ応援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

商工観光労働部商工政策課

(趣旨)

第1条 県は、地域に必要とされる中小企業等の廃業を防ぎ、安定的な雇用の場を確保することにより、将来にわたって活力が維持される地域の創出を図ることを目的として事業承継を推進するため、予算で定めるところにより、事業承継・引継ぎ応援事業実施要領（令和3年4月1日定め）に定める事業を実施する県内市町村に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税

相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等
- （2） その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- （2） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1） 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書（別記様式第3号）
- （2） 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等

報告書（別記様式第4号）及び補助事業の遂行状況を記載した書類

（状況報告）

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の10月末現在において作成した補助事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を当該年度の11月15日までに知事に提出することによって行わなければならない。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、精算払請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 補助事業遂行状況報告書（別記様式第5号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第3条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る事業引継ぎ応援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る事業引継ぎ応援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る事業承継・引継ぎ応援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る事業承継・引継ぎ応援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率
事業承継・引継ぎ応援事業補助金	県内の市町村が親族内承継、第三者承継等に 取り組む企業に対し、マッチングコーディネーター等との委託契約に要する経費や企業価値評価に要する経費等について補助する場合 における当該補助に要する経費	2分の1以内 (ただし、間接補助事業に係る補助対象経費の3分の1の額を上限とする)